

米の富裕税議論を考える

日本への波及可能性は？

米大統領選の民主党候補者指名争いで、エリザベス・ウォーレン上院議員が富裕税の導入を主張している。今後10年間で約3兆ドル(約310兆円)の税収が見込め、医療や教育に補助金を出したり学生ローンの支払いを免除したりするための財源にするという。

富裕税をめぐっては、メリット、デメリットが指摘されるが、欧州諸国では資金逃避の恐れから縮小されてきた歴史がある。この議論、わが国への示唆としては、富裕税そのものより、金融所得課税強化の議論に波及するかもしれない。

ウォーレン議員の提案

米大統領選の民主党候補者指名争いで、ウォーレン上院議員は、学生ローンの支払い免除などの財源として、富裕税の導入を主張している。上位7万5000世帯に対し、純資産が5000万ドルを超える部分に年間2%の税金、10億ドルを超える部分については年間3%の税金を支払うよう求める。富裕税を課すことで、

今後10年間で約3兆ドル(310兆円)の税収が見込め、その財源で医療や教育に補助金を出したり、学生ローンの支払いを免除したりすることなどを提案している。

驚きは、このウォーレン議員案に対して、ジョージ・ソロス、アビゲイル・デイズニーらスーパーリッチ18人が「米国の0・1%の富裕層に課税」することを支持する、と賛意を表したことである(「ニューヨーク・タイムズ紙の報道」)。

ウォーレン議員の10年間で3兆ドルの増税案というスケールの大きさは、大きな政府・格差是正を掲げる民主党の面目躍如というところである。

以下、富裕税の提案が出てくる背景、意義、税制としてのメリット、デメリットなどを考えていきたい。なお本稿では、富裕税と資産税を特に区別することなく使うこととする。

東京財団政策研究所研究主幹
森信茂樹

もりのぶ・しげき 京大法卒。73年大蔵省(現財務省)入省、主税局総務課長、財務省財務総合政策研究所長などを経て18年から現職。著作に「税で日本はよみがえる」(日本経済新聞出版社)、「デジタル経済と税」(日本経済新聞出版社)、「日本の税制 何が問題か」(岩波書店)など。

資産格差が拡大

提案の背景には、米国の巨大な所得・資産格差がある。リーマン・ショックから10年ちよつと経過してニューヨークダウは2倍を超える上昇を見せたが、その恩恵は一部の富裕層に偏っている。

株式の個人保有比率が高い米国では、中流階級の富も株式市場と密接に連動している。背景には、確定拠出年金(401K)などによる株式投資信託の普及、ストックオプション(自社株購入権)制度の広がりなどがある。しかし、資産保有額上位0・1%の世帯が、全世帯の保有株式の17%を持つており、株高の恩恵を最も受けるのは超富裕層である。上位

1%の富裕層が全米総資産の4割弱を保有するという状況は、2011年秋にウォール街で発生した「1%99%デモ」(ウォール街を占拠せよ)で広く知られるところとなった。

超富裕層の政治的影響力

米国には、わが国と異なり、権力や社会思想に大きな影響力を及ぼす巨額の富(資産)を持つ超富裕層が存在する。今日の米国を見ると、この状況は相当程度当てはまっている。石油業で財を成したコーク兄弟が、政治家だけでなく、シンクタンク、大学、マスメディアなどに幅広く資金を供与し、外部からは見えない金となり、米国の世論を操作し自らの利益になるように政策を誘導している実態は「ダーク・マネー」(ジェイン・メイヤー著、東洋経済新報社)に克明に書かれている。

米国屈指の金持ちであるコーク兄弟やメロン家が、プライベートファウンデーション(私的財団)という隠れみのを利用して、保守系シンクタンクであるヘリテージ財団、ケイトー研究所、アメリカン・エンタープライズ研究所(AEI)などを創設し、そこを通じてリバタリアン(自

由至上主義者)の政策を実現しているのである。

リバタリアンの思想である「小さな政府」の考え方は、低所得者向けの社会保障費を削減し、自分たちの所得や富に係る税金を減税するという「逆ロビンフッド」的な発想で、伝統的な共和党(リパブリカン)や民主党(デモクラット)とも異なる極めて個人的色彩が濃いものである。この思想の伝播に格好の道具として活用されるのが、プライベートファウンデーションの存在である。基金の5%を公益目的に使うことを条件に、税金を払うことなく子孫に巨額の金を残すことのできる便利な制度で、メロン家、ロックフェラー家などの財閥を今日まで温存してきた。「ダーク・マネー」によれば、全米に10万以上存在し、総資産は8000億を越えるという。

富裕層がターゲットとするのは、まずはこのような権力や政治思想を操る超富裕層の存在である。

格差拡大は世界的な現象

所得・資産格差拡大は、米国だけの現象ではなく、世界共通の課題でもある。その原因の一つは、グロー

バル競争の下で、所得税最高税率が引き下げられてきたという事実である。経済協力開発機構(OECD)諸国の平均を見ると、2000年の45・8%から17年の42・8%へと3ポイント引き下がっている。また、ここ20年を見ると、所得の低い納税者の累進度は高まっているのに対して、高所得者の累進度は逆に低下しているというOECDの分析もある。

所得税の変化は、最高税率だけではない。1990年代の資本の自由化・経済のグローバル化の進展の下で、勤労所得の累進税率はなるべく維持するものの、利子・配当・株式譲渡益といった金融所得などの資本所得に対しては、低率で分離して課税する「効率」思想に基づく二元的所得税の考え方が広がり、金融・資本所得に対する税率が低下し、全体としての所得再分配効果が縮小してきた。

資本自由化の進んだスウェーデンなどの北欧諸国では、総合課税制度に基づく高税率が資本の海外逃避につながったので、これを防止するという意味合いがあった。わが国でも金融所得は分離して、所得税の最高税率よりは低い水準の税率が課せら

れている。

富裕税の根拠・正当性

富裕税・資産税(資産課税)の根拠・正当性として主張されるのは、以下の点である。

資産格差が拡大する中で、資産への課税は公平性の見地から国民に受け入れられやすいという政治的・社会的な理由である。とりわけ前述のように、米国では一部富裕層が政治に大きな影響を及ぼしていることが、ポピュリズム(大衆迎合)の広がりやと相まって、富裕税導入の主張の根拠となつていく。後述する、トマ・ピケティ氏の「世界レベルの資本税」とか、欧州連合(EU)共通の資産税・富裕税などのアイデアが広がりつつあるが、その背景も資産格差拡大への懸念である。

さらに、資産というのは勤労の結果得られたストックであり、これへの課税強化は勤労意欲にマイナスの影響を与える度合いが少ない(経済成長を阻害しない)という主張もある。もともとこれに対しては、貯蓄が課税されると資本蓄積に大きな影響が及び経済効率の低下につながるという有力な反論がある。

デメリット

この税制の課題、デメリットとして挙げられるのは、以下の諸点である。

第1は、資本移動が自由化されたグローバル経済の中、先進諸国間でいまだ法人税引き下げ競争が続く状況の下での富裕税の導入は、資本の国外逃避を招き、富裕層は資産を海外に移して隠すだけだ、という批判である。

これに対する反論として、OECDの国際協調による情報交換協力体制の強化やIT発達による金融所得把握手段の向上が挙げられていることは後述する。

第2に、金融資産から得られる金融所得には、低率とはいえ既に税金がかかっており、さらに資産そのものに税金をかけるのは二重課税だという批判である。勤労所得に課税し、税引き後の資産から生じる所得にも課税し、さらに資産保有そのものに課税するのは三重課税だという意見さえある。富裕税をフローの金融所得に対する税に換算してみよう。資本収益率が5%で、それに対して3%の富裕税を課すと、資本収益に対

する税負担は60%を超える(100 × 1.05 × 0.03 ÷ 5 = 0.63) ことになる(もつとも、このような比較が適切かどうかは議論があり得る)。

また、納税者が納税のためのキャッシュフローが確保できない場合があり、そのために流動性の高い金融資産を手放さざるを得なくなれば、資産価格が大きく低下するという懸念もある。ウォーレン議員案が現実になれば、超富裕層は不動産・株式・債券など流動性のある資産を売却するので、富裕税は資産価格に大きな低下・混乱をもたらすという反論である。

第3に、資産の評価は容易ではなく、課税側に膨大なコンプライアンスコストが掛かるという課題もある。わが国で、戦後シャウプ勧告に基づき導入された財産税が廃止されたのは、主としてこの理由からだ。

欧州の資産課税の議論

このようにメリット・デメリットの両方がある富裕税だが、欧州の歴史を見てみよう。かつて、ドイツやフランス、スウェーデンなど多くの国で導入されて

いたが、1990年代ごろから顕著に廃止・縮小傾向が見られる。

ドイツでは、23年に個人・法人を納税義務者とする富裕税が国税として導入され、戦後は州税となった。

税収規模を国内総生産(GDP)比で見ると、80年代には0.3%。90年代には0.2%と低下し、97年に廃止された。廃止の理由は、財産税の資産評価をめぐる憲法違反の判決が出されたことだが、背景には経済のグローバル化による資本移動が指摘されている。

一方、フランスでは130万円以上の資産に0.55〜1.8%を課す富裕連帯税(ISF)が存続している。2013年にオランド大統領は、100万円以上の資産に対する「75%富裕税」を追加導入したが、高額納税者らが国外に流出したことから15年に廃止。17年に就任したマクロン大統領は、富裕連帯税の縮小を行ったが、これが「金持ち優遇策」として「黄色いベスト」運動につながっている。

スウェーデンでは、二元的所得税で金融・資本所得を低率で分離課税することとしたこともあり、累進を強化するために資産税は維持されて

きた。しかし、01年から06年の間に、純資産は増えたにもかかわらず資産税収が半分近くに落ち込むという事態が発生し、資産税による資本逃避・租税回避が問題とされ07年に廃止された。

現在欧州諸国で富裕税を維持しているのは、オランダ、ノルウェー、ルクセンブルク、スイスなど少数である。廃止・縮小の理由は、スイスとかルクセンブルクといった高い銀行機密の国が隣接しており、実際に国境を越えて金融資産が移動したところである。

一方、スペインでは、08年に廃止した富裕税を、主として財源対策の観点から11年に復活させた。2000億円程度の税収増を目指す暫定的な復活だが、資産税再評価のきっかけになるという見方もある。

ピケティ氏の資本税と新たな潮流

富裕税の導入を正面から主張するのは、フランスの経済学者ピケティ氏である。ピケティ氏の「21世紀の資本」が世界的なベストセラーになり、所得・資産格差問題への対応として、「世界的な累進資本税」が大きな話題となったことは記憶に新し

い。ピケティ氏の主張は「資本収益率は経済成長率を上回る。その結果、資本を多く持つ富裕層は再投資によって富を雪だるま式に増やすので、勤労所得だけの人との格差は、21世紀を通じて雪だるま式に拡大する。これに対抗するには資本税が必要だ」というものである。

また彼は、人口減少社会では、時代を経るにつれ、前世代の形成した富が世代を超えて引き継がれることにより資産の不平等が拡大する、とも主張しているが、目新しい視点である。

ピケティ氏の「資本税 (capital tax)」は、あらゆる個人資産を時価評価し負債を引いた「純資本」をその課税対象とする。わが国では資本税と訳されているが、税の言葉としては、「財産税」「富裕税」という方が適切だ。

富裕税が優れている点として、「相続税は一度きりの課税なので公平性は保てない。資産から生じる所得への課税(資産所得課税)は、租税回避を誘発するので実効性が薄い」と主張している。フランスで最も富裕な人物であるベタンクール夫人(化粧品会社ロレアルの創始者の娘で生

涯で1時間も勤労したことがないとされている)は、300億以上の富を持ちながら、合法的な信託財産での運用、スイスの銀行口座やタックスヘイブン(租税回避地)の活用などで申告所得は500万円を超えたことはなく、富の1万分の1しか所得が把握されていないことを例に取り上げている。

具体案として、「1000万円を超える金融資産、不動産の合計(時価評価)から負債を差し引いた『純価値』を課税ベースとし、1%、2%というような累進税率」を課することを提言している。累進税の根拠は、不公平を是正するだけでなく、資産の規模に応じて収益率が変わる、つまり資産規模が大きいほど収益率も大きくなる点を挙げている。

重要な点は、税制導入の前提として、タックスヘイブンを含んだ資産情報の透明性の確保を上げていることである。リーマン・ショック以降、OECDを中心に金融所得情報に関する情報交換が加速・整備されており、わが国も含めて先進諸国間で自動的な情報交換が始まったが、ピケティ氏は「協力しないタックスヘイブンには制裁などを考えるべきだ」

としている。

極めて政治的・野心的な提言だが、ここ数年のOECD・BEPS(税源浸食と利益移転)の議論は、自動的情報交換の施行などピケティ氏が想定していたよりはるかに速いスピードで進展しており、税務執行上の課題は克服されつつあると言つてよいだろう。

わが国への示唆

戦後の一時期、わが国にも富裕税という税があった。1950年にシヤウブ勧告により導入された税制で、総資産から総負債を差し引いた純資産を課税ベースとし累進税率で課税するという内容である。対象となる

資産は、土地・家屋、立木、書画骨董、上場株式、非上場株式などで、0.5〜3.0%の4段階の累進構造で課税する。当時の所得最高税率は85%で、富裕税を導入する代わり引き下げることが導入の趣旨・目的であった。実際、導入後に所得税最高税率は55%に引き下げられた。

しかし富裕税は、個人ごとに資産を把握することの困難さ、非上場株式などの評価の難しさなどが批判を

呼び、53年に廃止され、所得税の最高税率は55%から65%に引き上げられた、という経緯がある。

わが国の富裕税導入の根拠は、所得税の補完機能であった。所得税は「クロヨン」という言葉に代表されるように、正確な所得の捕捉が難しく、課税漏れが生じがちで、漏れた所得である資産に課税することは公平性に資するという発想である。

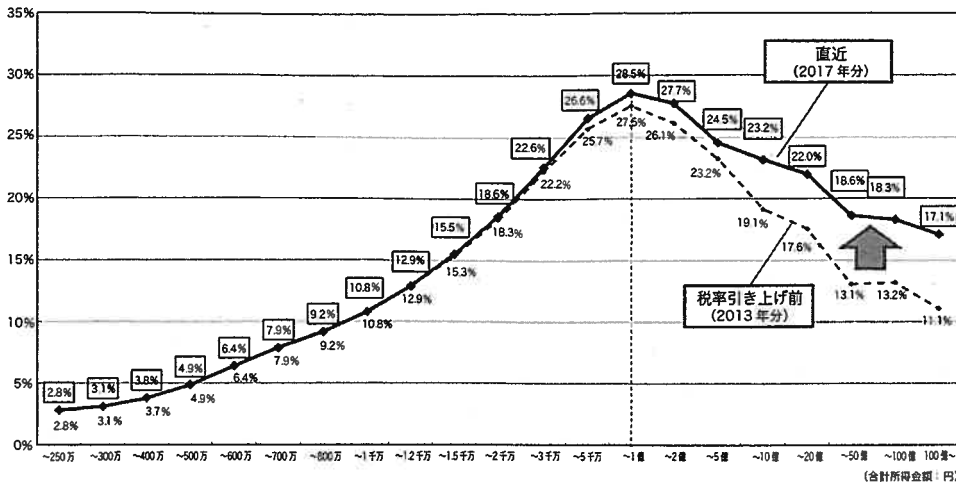
さて、現在わが国では、富裕税の導入という議論は、政府税制調査会でも行われていない。議論となっているのは、金融資産から生じる金融所得への課税強化だ。

2018年度与党税制改正大綱には「金融所得に対する課税のあり方については、…税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から…諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」と明記されている。

わが国では、利子・配当・株式譲渡益という金融所得に対して、20%(国税15%、地方税5%)の分離課税となっているが、金融所得は高所得者に偏っていることから、結果的にわが国所得税の累進税率がゆがむ形になっている。

〈図表〉申告納税者の所得税負担率

○高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
 ○2013年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は13年12月31日をもって廃止され、14年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得および源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択した者も含まれていない。

(出所) 各年分の国税庁「申告所得税標準調査」(税務統計から見た申告所得税の実施)より作成

財務省の「申告納税者の所得税負担率(17年)」で、わが国の所得階層ごとの負担割合を見ると、所得1億円までは増加するが、1億円を超えると負担割合は通減していくこと

が、それを示している(図)。そこで、「最高税率より低い金融所得税率」が、所得再分配機能の強化という観点から問題にされ、株式譲渡益や利子・配当所得の税率の引き上げが、所得再分配の強化策として議論されている。しかし、15%(国税)という水準は、実効税率で見ると1500万円超の申告所得者に適用される水準と同じで、これを一律に引き上げれば、大衆増税になる。また、株式相場にも大きな悪影響を及ぼす。それを防

き上げが、所得再分配の強化策として議論されている。しかし、15%(国税)という水準は、実効税率で見ると1500万円超の申告所得者に適用される水準と同じで、これを一律に引き上げれば、大衆増税になる。また、株式相場にも大きな悪影響を及ぼす。それを防

ぐためには、一定水準以上の金融所得に限定して税率を引き上げることが必要となる。例えば、金融所得100万円以上の者の税率を10%程度引き上げ30%にするというような考え方である。多くの銀行口座に付番されておらず源泉分離課税となっている利子所得は別にして、配当と株式譲渡益について、マイナンバーを利用して、税務当局が個別納税者ごとに金融所得情報の集約をすることは不可能ではないはずで、100万円を超える者の金融所得情報を国税当局が納税者の個人向けサイト「マイナポータル」に返すという方法により、追加的に申告させる方法が考えられる。

いずれにしても、わが国では米国のような超富裕層は極めてわずかであり、直ちに資産税を導入するといふような状況にはない。まずは、金融所得課税の適正化の議論から、ということではないだろうか。

参考文献 拙著「デジタル経済と税」(日本経済新聞出版社、2019年)

マレーシア

首相交代時期めぐり論争

マレーシアでマハティール首相(94)の交代時期をめぐり、与党内で論争が起きている。後継首相に指名されている人民正義党総裁のアンワル元副首相(72)が早期の禅譲を求めているのに対し、同党副総裁のアズミン経済相(55)は首相の任期全うを主張している。

アンワル氏はマハティール首相と激しく対立した過去を持つ。一方、アズミン氏は首相の最側近とみられている。

首相の交代時期をめぐって論争が起きている背景には、アンワル氏とアズミン氏の不仲も関係している。きっかけは、6月にアズミン氏とされる男性の同性愛行為の動画が何者かによってインターネット上に拡散されたことだ。

これについて、アンワル氏が「事実ならアズミン氏は辞任すべきだ」と発言し、同性愛疑惑を否定するアズミン氏が猛反発していた。

